別記２６　［自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務等］

平成１４年２月２６日消防危第２９号質疑応答
（以下「２９号通知」という。）
平成３１年４月１９日消防危第８１号

１　規制について

自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び板金業務（以下「塗装業務等」という。）は規則第２５条の４第１項第３号の『自動車の点検・整備』に該当するものとして２９号通知にて認められており、運用基準は以下のとおりとする。

２　塗装業務等の範囲について

「部分的」とはドア１枚、フェンダー等の一部位、又は比較的短時間で作業を完了する程度の小規模な傷、へこみ等をいう。

３　塗装業務等に対する安全対策等

(1) 潤滑油並びに塗装業務で使用するシンナー、塗装等の危険物の合計は、指定数量未満とすること。

(2) 吹き付け塗装など可燃性蒸気、又は微紛が発生するおそれがある場所の電気設備は防爆構造とし、また、当該場所と他の作業場とを区画（塗装ブース）するとともに可燃性蒸気等を屋外の安全な場所に有効に排出する強制換気設備を設けること。

なお、区画に使用する設備の材料は次のいずれかの材料を用いること。

① 不燃材料（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号で定める不燃材料のうち、ガラス以外のものをいう。）

② 準不燃材料（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第５号で定める準不燃材料をいう。）

③ 難燃材料（建築基準法施行令第１条第６号で定める難燃材料をいう。）

④ 難燃性を有する材料（日本産業規格Ｋ７２０１－２「プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法－第２部：室温における試験」により試験を行った場合において、酸素指数が２６以上となる高分子材料をいう。）

(3) 塗装業務で使用するシンナー塗料などの管理方法並びに安全対策等を予防規程に明記しておくこと。

(4) 板金業務に伴い火花を発するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなどの安全対策等を予防規程に明記すること。

(5) その他、政令１７条第１項第２０号～第２２号及び政令第２４条～第２７条によるほか、消防危第３８号（昭和６２年４月２８日付「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」）に基づくものとする。